

新潟光テレビ 重要事項説明書

令和7年12月1日適用

1. 提供事業者名

<新潟光テレビ伝送サービス> 株式会社ジェイ・エス・エス

<テレビ視聴サービス> スカパーJSAT 株式会社

2. サービス名称

新潟光テレビ

3. サービス概要

新潟光テレビ（以下、本サービスといいます。）は株式会社ジェイ・エス・エス（以下、当社といいます。）が提供する新潟光テレビ伝送サービス及びスカパーJSAT 株式会社が提供するテレビ視聴サービスの契約により、地上／BS デジタル放送が受信できるようになるサービスです。

本サービスは、弊社の定める「新潟光 契約約款」、「新潟光テレビ 利用規約」およびスカパーJSAT 株式会社の定める契約約款により提供します。

4. 本サービスの提供にあたって

- (1) 本サービスは、新規のお申し込み、または東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」といいます)が提供する「フレッツ・テレビ」をすでに利用されているお客様が本サービスへ契約を切り替える(以下「転用」といいます)ことによって利用できるサービスです。
- (2) 本サービスの利用には、新潟光の契約が必要となります。また、本サービスの契約は、1つの利用回線について1契約とし、その契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。
- (3) 本サービスの内容、サービスの提供条件、その他詳細については、別途弊社が定めるサービスに関する諸規定によって提示されるものとします。
- (4) 本サービスの提供エリアは、NTT 東日本が提供する「フレッツ・テレビ」の提供エリアに準拠します。
- (5) 本サービスをご利用いただくには、映像用回線終端装置をお客様宅内に設置する必要があります。
- (6) 地上デジタル／BS デジタル放送のご視聴には、地上デジタル／BS デジタル対応テレビまたはチューナーが必要となります。

5. 工事について

- (1) 新潟光と屋内同軸配線工事の工事担当者は異なる場合があります。
- (2) 屋内同軸配線工事をお客様ご自身で行う場合は、同軸ケーブルおよび分配器等をお客様ご自身でご用意いただく必要があります。なお、同軸ケーブルは幹線部分が 5C-FB もしくは S-5C-FB、テレビ周りが 4C-FB もしくは S-4C-FB の規格を、分配器についてはプラスチック製のものではなく、アルミダイキャスト製のものを推奨いたします。
- (3) お客様宅内設備の状況等により、ブースターの設置、同軸ケーブルの張替え等が必要となる場合があります。

- (4) 設備状況などにより、サービスのご利用をお待ちいただく場合や、ご利用いただけない場合があります。

6. 変更・解約・移転について

- (1) 本サービスの移転等をご希望の場合は、当社光回線サポートセンターまでお申込みください。
- (2) 移転等手続き後、回線終端装置の設定変更が必要になる場合があります。設定変更はセンドバックまたは派遣工事となります。
- (3) 本サービスの解約や移転の場合、お客様ご自身でNTT東日本に回線終端装置を返却していただく場合があります。返却が無い場合、違約金がかかる場合があります。
- (4) スカパー！等のサービスを放送事業者と契約している場合は、別途お客さまより放送事業者に解約をご連絡ください。

7. お問い合わせ先について

- (1) 本サービスに関するお申込み（移転、解約、取消含む）や、故障や料金に関すること等各種お問い合わせは、当社の以下の連絡先にお願いいたします。
- 株式会社ジェイ・エス・エス 光回線サポートセンター
電話番号：0120-5018-39（フリーダイヤル）
営業時間：平日 9:00～18:00、土日・祝日留守番電話対応、年末年始休業
- (2) テレビ視聴サービスについては、スカパーJSAT 株式会社にお問い合わせください。
- スカパー！カスタマーセンター
電話番号：0120-818-666（フリーダイヤル）
営業時間：10:00～20:00、年中無休

8. 保守について

- (1) 当社が提供する設備区間に関する工事情報および故障情報は、当社光回線サポートセンターへお問い合わせください。
- (2) NTT東日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。本サービスにかかるNTT設備または放送事業者設備の工事メンテナンス情報及び故障情報については、NTT東日本や放送事業者のWebページに掲載されます。
- (3) 回線終端装置をお客様の責により紛失、あるいは破損した場合、相当金額の請求をさせていただく場合があります。

9. 通信量の制限または通信の停止について

- (1) ご利用料金の滞納、当社の承諾の無い端末その他通信回線との接続等、本サービス利用規約の定めに違反した場合や、天災、事変その他非常事態の発生、通信が著しく集中するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限または停止することがあります。

10. 契約について

- (1) 利用規約に基づく契約のお承りのご連絡は、ご利用開始日前に郵送する「ご利用内容のご案内」（要保管）をもって代えさせていただきます。
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社は契約を解除することができます。
- ①当社およびご契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合

- ②料金その他の債務について、支払期限を経過してもなおお支払いいただけないとき
- ③「新潟光 契約約款」に定める契約者の反社会的勢力に対する表明保証および義務の規定に違反したとき
- ④お客様からのテレビ視聴サービス契約の解約申込み等により、お客様がスカパーJSATと締結するテレビ視聴サービス契約が解除となった場合

11. 料金請求・お支払いについて

- (1) 本サービスのご利用料金の請求はテレビ視聴サービス利用料を含めて請求します。
- (2) 月額利用料、工事費等は、別紙料金表の通りです。料金表に記載の無い項目については、別途当社までお問い合わせください。
- (3) 個人のお申込みの場合、本サービスの利用料についてはNTT東日本が代行請求を行います。注意事項については、「新潟光 重要事項説明書」をご覧ください。
- (4) 本サービスの料金計算期間は毎月1日から末日までです。計算期間の途中での新規契約または契約解除のお申込みは、日割ではなく、月額定額でお支払いいただきます。なお、新規契約の課金発生日は、開通工事日です。
- (5) ご利用開始月の月額基本料金は、フレッツ光からの転用日が1日の場合を除き、標準サービスとして無料です。解約月は月額基本料金がかかります（月の途中で解約されても料金の日割り計算は行いません）。
- (6) NHK受信料および有料BSデジタル放送の視聴料は月額基本料金に含まれておりません。

12. 個人情報の扱い

- (1) 本サービス提供にあたり、サービス提供に必要なお客様の情報をNTT東日本、スカパーJSAT株式会社及びサービス提供に必要な他の事業者等に提供することについて同意していただきます。

13. 契約解除について

- (1) 新規契約の場合のみ、テレビ視聴サービスは初期契約解除の対象となります。転用の場合、テレビ視聴サービスはフレッツ・テレビから継続利用となるため初期契約解除の対象外です。
- (2) 初期契約解除の条件、方法等詳細についてはスカパーJSAT株式会社から送付される「ご契約内容のお知らせ」画面をご確認ください。

14. その他

- (1) 本サービスのお申込みにあたっては、「新潟光 契約約款」「新潟光テレビ利用規約」等をお読みいただき、同意の上、お申込みください。
- (2) 本サービス利用規約等については、改定に関するお知らせを含め、当社ホームページに掲載しお知らせいたします。
- (3) 当社は、当社の原因により本サービスを提供しなかった場合は、当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の損害を賠償します。また、当社が当社の提供区間およびNTT東日本の提供区間を合わせて料金設定している場合でNTT東日本の原因によりサービスを提供しなかった場合も同様とします。ただし、NTT東日本が自社の契約約款およびその料金表によりその

損害を賠償する場合はこの限りではありません。損害賠償額は影響を受けた日数に対応する本サービスの合計額に限って損害を賠償します。

- (4) 当社は本サービス提供に関する設備、電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事において、ご契約者に関する土地、建物、工作物等に損害を与えた場合でやむを得ない理由があった場合はその損害の賠償を行いません。また、当社は本サービス利用規約等の変更により、自営端末設備（ご契約者が設置する端末設備）を変更する場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。
- (5) 記載されている内容は令和7年12月1日現在のものです。

別紙 料金表

月額利用料

種別	月額利用料
新潟光テレビ利用料	990 円

※新潟光テレビ伝送サービス利用料 495 円、テレビ視聴サービス利用料 495 円の合算です。

初期費用

種別	月額利用料
テレビ視聴サービス登録料	3,080 円

工事費

種別	工事方法	通常工事費
工事費（本サービス）	光回線と同時工事の場合	3,300 円
	新潟光テレビ独自工事の場合	11,550 円

詳細な料金一覧は、「新潟光テレビ 利用規約」をご確認ください。